

ロードマスターズ規約

平成22年9月11日

1、会員

1、会員資格

普通車運転免許証を所持しユーノス、マツダロードスターのオーナーであり任意保険に入っている者とする。

但し、会長の判断によりオーナーでなくても会員になることが出来る。

2、条件

ミーティング、イベントなどに積極的に参加できる者を会員とする。

他のロードスタークラブチームとの掛け持ちは禁止とする。

3、入会

新規会員になる者は入会申込書を会長に提出しなければならない。

4、会員証

会員は会員証(ステッカー)を自車の見やすい位置(車外・車内問わず)に掲示しなければならない。会員証の破損、紛失等した場合はその旨を会長に報告しなければならない。

5、入会金

入会金は4000円とする。(会員証、Tシャツ代)

6、登録内容等変更

会員は氏、住所、電話番号、メールアドレス、車種等の変更がある場合、その旨を会長に報告しなければならない。

7、違反報告

道路交通法違反等で検挙された場合はその旨を会長に報告しなければならない。

8、脱会

脱会する者は会長にその旨を報告しなくてはならない。会員証、Tシャツを処分しなければならない。

9、除名

会員資格、条件、規約等反する者は会長判断により除名することが出来る。

また、本年1月1日から翌年の1月1日までの間にミーティング及びツーリング等に1度も参加せず、尚且つ、連絡の取れない者も除名とする。除名される者は脱会と同様とする。

2、ミーティング

1、ミーティング

ミーティングは月2回(第2、第4土曜日)とする。

イベント等が重なる場合、及び何かしらの理由で中止しなければならない場合は会長

の判断によりミーティングを中止することが出来る。

2、時間

21時から23時とする。時間の変更等は会長の判断により変更することが出来る。

3、場所

マクドナルド14号線幕張店2階(千葉県千葉市花見川区幕張町1-7785-1)

及び駐車場とする。場所の変更等は会長の判断により変更することが出来る。

4、厳守事項等

駐車場でのアイドリング、長い立ち話、空吹かし、大音量の出る物の使用を禁止とする。

厳守事項等守れない会員がいる場合はその会員を会長の判断により除名することが出来る。

3、イベント

1、イベント

イベント等は会長及び会員が自由に企画・立案・実行することが出来る。

但し、実行する場合は会長の許可を得なくてはならない。

2、参加

会員は積極的に参加しなければならない。参加する会員はクラブ T シャツもしくはクラブブルゾンを着用しなければならない。但し、やむを得ず参加できない場合は会長及び幹事にその旨を報告しなければならない。

3、事故等

会員にイベント等移動時の事故等があった場合、会長及び幹事はそのイベントを中止することができる。

個人が加害・被害者になった場合、交通法を厳守し警察・救急・機関及び会長に報告しなければならない。なお、その際、ロードマスターズでの責任は負いかねる。

4、ホームページ

1、トップページ

会員はトップページへの掲載を希望する場合は会長の許可を得なければならない。その際、掲示内容を会長に報告しなければならない。

2、メンバー紹介

会員はメンバー紹介に自車の写真、ニックネームを掲示しなければならない。

写真、ニックネームの変更等ある場合その旨を会長に報告しなければならない。

3、掲示板

掲示板は会員及び会員以外の者が自由に投稿できる。

その際、掲示板に相応しくない投稿があった場合、発見者は会長に報告しなければならない。

4、リンク

会員はリンクを作ることが出来る。但し、会長の許可を得なければならない。

5、規約等

1、規約

会長・会員は規約を遵守しなければならない。

やむを得ず、規約を犯す場合は会長へ報告しなければならない。

2、変更

会長・会員は規約の変更ができる。

但し、会員が変更を申し出る場合、会長の許可及び変更会議参加人員の90%以上の賛成がなくてはならない。